

●愛知県官民データ活用推進計画（仮称）の構成案における手引きとの比較

手引き記載の構成	手引きの雛型に記載されている解説から抜粋	県計画における構成の方向性
1.〇〇県の現状及び課題	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県における現状や直面する課題に関し、過去の取組の経緯を整理し、評価・分析するとともに、近隣の地方公共団体での類似の事例を参考にしつつ、これらを踏まえた客観的な事実に基づいて現状や課題を記述することを想定 	当計画は、「あいち ICT 戦略プラン 2020」の一部であるため、個別には記載しない
2.〇〇県官民データ活用推進計画の目的	<ul style="list-style-type: none"> これら課題を踏まえ、重要と考えられる目的を適宜記述いただければよい 計画を策定することにより、住民及び事業者等や職員に対し、どのような効果やメリットが現れるのかを明確に記述することも重要 	手引きの雛型に倣って記載する 『愛知県官民データ活用推進計画は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」を受けて、愛知県内の官民データ活用の推進を図るとともに、国の施策と都道府県の施策の整合を担保することで、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上に繋げ、住民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋げる。』
3.〇〇県官民データ活用推進計画の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画や情報化基本計画等各種計画や基本施策が既に存在しているようであれば、これら既存の計画等との関係性を明確にすることが必要 	「あいち ICT 戦略プラン 2020」の一部と位置付けることを明記する
4.〇〇県官民データ活用推進計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県において官民データ活用推進計画策定後の推進体制について記述することを想定 	「あいち ICT 戦略プラン 2020」と併せて、「あいち ICT 活用推進本部」の「幹事会」で推進する
5.官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> 基本法の基本的施策として規定する事項のうち、明確に地方公共団体が取り組むべき施策として規定されている「国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等（オープンデータの推進）（第 11 条第 1 項）」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等（第 15 条第 1 項）」のほか、地方公共団体に関係が深い「手続における情報通信の技術の利用等（第 10 条第 1 項）」、「個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定等（第 13 条）」及び「利用の機会等の格差の是正（第 14 条）」を念頭に基本的な方針として記述することを想定 	手引きを参考に <ul style="list-style-type: none"> 手続における情報通信技術の利用等（行政手続きオンライン化原則） 官民データの容易な利用等（オープンデータの推進） 個人番号カードの普及及び活用 利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイドの解消） 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等の 5 項目についての方針を記載する

手引き記載の構成	手引きの雛型に記載されている解説から抜粋	県計画における構成の方向性
6. 官民データ活用の推進に係る個別施策	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が抱える課題を解決するために重点的に講ずるべき個別施策について、「5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針」に即して、KPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）、スケジュール等を整理した上で記述することを想定 ・それぞれの地域特性や実情を勘案し、適宜必要と考える施策を自由に選定し盛り込んでいただければよい 	<p>計画期間（2020年度）内に実施される施策について、1年の計画期間内で実施可能な部分をKPIとして具体的に記載する</p>
7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項を記述することを想定 	<p>手引きの雛型に倣って記載する 『愛知県官民データ活用推進計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法」、「サイバーセキュリティ戦略」、「愛知県情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律」及び「愛知県個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めることとする。』</p>